

令和4年8月 木島平村農業委員会議事録

- 1 招集日 令和4年8月16日
- 2 招集者 木島平村農業委員会 会長 梅寄 行弘
- 3 開催日時 令和4年8月22日（月）
・開始時刻 午後1時30分
- 4 開催場所 木島平村役場 議場
- 5 議長 梅寄 行弘
- 6 出席委員 10名
1番 竹内 芳次郎 2番 山口 眞廣
3番 土屋 晴茂 4番 仲山 ひろみ
5番 浦山 秀紀 6番 石川 和也
7番 岡田 ひろみ 8番 小池 雅章
9番 小松 裕一 10番 梅寄 行弘（農業委員会会長）
- 7 欠席委員
- 8 事務局 事務局長：湯本寿男 事務局：岡田孝夫、田中貴美
- 9 会議に付した議案
 - (1) 報告事項
 - ・農地法第3条第1項の規定による届出について（相続等による届出）… 3件
 - ・使用貸借返還通知について… 6件
 - (2) 議案
 - ・議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について… 2件
 - ・議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について… 1件
 - ・議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）… 27件
 - ・議案第15号 令和4年度最適化活動の目標の承認について

議 長 それでは時間になりましたので、これより令和4年8月農業委員会総会を開催いたします。

議 長 日程第1 ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達していますので本会議は成立いたします。よってこれより、令和4年8月木島平村農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、5番 浦山委員、6番 石川委員を指名します。

議 長 日程第3 農地法第3条第1項の規定による届出について、日程第4使用貸借返還通知については報告事項ですので、各自確認をお願いいたします。
報告事項につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
(質問なし)

議 長 日程第5 議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 **【資料を朗読説明】**

議 長 ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。
(質問なし)

議 長 無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について異議の無い方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員の挙手がありましたので、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第6 議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

【資料を朗読説明】

議 長

ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。
(質問なし)

議 長

無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議が無いようですので、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と決するに異議の無い方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員の挙手がありましたので、議案13号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可相当と決定いたしました。

議 長

日程第7 議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 一括方式を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

【資料を朗読説明】

議 長

ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。
(質問なし)

議 長

無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について異議の無い方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員の挙手がありましたので、議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第8 議案第15号令和4年度最適化活動目標の承認について議

題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

【資料を朗読説明】

議長

ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

関推進委員

2の農家・農地等の概要で農業経営体数が243となっています。こんなに少ないんですか。500とか600とかじゃないんですか。

事務局

ここでいう農業経営体というのは、販売農家というのが適当かどうか分からないんですが、自給的農家、自分の家で食べるだけの農家を除いて、出荷をされている農家数ということでセンサスに計上されている数字でございます。農家数としては自給農家を含めればもちろんもっとあるんですが、販売農家数としてはこのような数字がセンサスで示されております。

議長

よろしいですか。
ほかにございますか。

勝山推進委員

26ページの遊休農地の解消の課題ですが、中山間地が非常に問題だというふうに思います。特にここにもあるように集落営農組織を作っていけというような話もありますが、現状としてなかなか難しいというのがあります。ただ、その中で地域によっては保全会的組織などところがあると思うんです。そういうのとのかみ合わせというのはどうなんですか。保全会をこういう営農組織にしていくというのはどう考えますか。

即答でなくてもいいんですけど、結果的に保全会というのは農地の保全というそういう意味の保全会になっている。そういう組織をもっと有効的に活用するというのもこれからの在り方じゃないかと私は思います。

それとついでの話で、土地の流動化についてもなかなか難しいという点もあるのだけど、今、振興公社そのものが直接農地所有者に書類を送って、中間管理機構を使いましょうという話をやっている。活動そのものをするにあたっては、農業委員さんもそうだし、推進委員の方にも地元ではこうなっているけどどうですかという投げかけも必要じゃないか。議題もなくて月に10日活動しなさいという話になっているけど、具体的にどういう対応をしてくのが全然見えない。こういうふうに数値化する以上は、基本的に地元での意見を聞くというのも一つのやり方じゃないか。正直そんなふうにしていってもらえばありがたいし、活動そのものももっとシビアな話になっていくと思う。個々にはいろんな問題の話をしてくると思うけど、実際になってみれば、わからないのに中

間管理機構を經由してそれぞれに貸してあるみたいな話になっている。そういうケースも見受けられるので、そこらへんをしっかりとやってもらいたいと思う。

それともうひとつ、ひと月当たり10日とあるけど、1日当たりの時間数はどれくらいを予定しているのか。

事務局

1日の時間というのは、県の説明会の時に説明があった部分なんですけど、1日の活動については、極端なことを言えば1時間でも2時間でも、午前1時間と午後2時間の3時間でも、その活動に対しては1活動という捉え方です。時間ではないです。午前に活動して午後にも活動しましたといっても、それは同日なので実際に2つの活動をしていただいているんですけど、1活動ということです。あくまでも時間ではなく、どういう活動をしたかという捉え方でございます。

議長

ほかに。

関推進委員

その下段の活動強化月間の目標設定のところ、何年か前にも農林学校の座談会とかそういう活動ごとにまずやってもらってどうなのでしょう。具体的に書いていただいても何を話し合いするかといういろいろな問題があるので。いい方法を導き出してもらいたいなど。

事務局長

こちらからの提案もそうですが、できれば農業委員さんたちからも課題等を出してもらいながら、やっていければいいと思いますけど。

勝山推進委員

常にこういう事案があると言ってもらって、それに対して農業委員なり、推進委員にこういう話ってどうなんだと投げかけてもらっておけば、例えば地区ではこんな問題があるんだというような、いろんな話が出てくると思う。そういうのもやり方ではないかと思う。

議長

今までは農業振興公社があるので、我々もそんなに個々の案件に対してはそんなに介入しなくても振興公社に任せておけばと。農家の皆さんもみんな承知していて、振興公社に話しに行けばそれで事が済んでしまう。今まではそういう処理ができていた。それがここへきて、農業委員さんと推進委員さんがいろいろとやりなさいと言われても「えっ？」って感じがするんですよ。振興公社さんから、農業委員さんや推進委員さんがいるからそちらの方へって話になってくると、我々はみんなに対応できるんですよね。だからここへきて急にそういうふうと言われても、振興公社がある限り、ある程度の農家の皆さんはみんな振興公社に直接話に行ってしまう。我々のPRが足りないのかもしれないけど、農業委員、最適化推進委員っていうのがあるので、そちらの方に何かあったら

ご相談をというようなものをPRすればまた変わってくるのかもしれない。今までそういう流れでいってしまったので、我々もどちらかという
と振興公社に任せておけばそれで事が済んでしまうというように受け取
っていた。

事務局長

会長のおっしゃる通りだと思います。村の農業振興公社の設立の目的
も、農地保有合理化法人とあって、中間組織として農地の異動とか流動
化を集約するために作った法人なので、目的とすれば達成しているのか
なという状況ではあります。こうやって中間管理機構の制度が変わって
きて、農業委員会の制度も変わってきて、そういった体制整備ができて
いない市町村にとっては推進委員とかの役割が明確化してきたと思いま
す。農業振興公社があつたり、飯山市の市役所では農協のOBの人がそ
ういった機能をもってやっています。どっちが良い悪いというのではな
いですが、ある程度小さな村なので、どこかが把握をしていて、それぞ
れ良いやり方がありますので、推進委員さんと振興公社で連携がとれる
ような形にもっていければと聞いている中で感じました。

議 長

そうすると推進委員さんの活動自体できるんですよ。最終的には振興
公社がやるような状況にはなると思うんですけど、その中に農業委員
や推進委員が入っていけるようにできないかなという気がします。

事務局長

あまり頼りすぎてもいけないと思うので、バランスを取りながらでき
ればと思います。

高木推進委員

今回の目標については、推進委員になった時にパンフレットをもらっ
て、そこに目標を定めなさいと書いてあつたんだけど、ずっと今までや
ってきて初めてできてきたんですけど、これは承知して今出している
んですか。

事務局

国の方からこの様式で目標を定めなさいというのは3月からあつた話
です。それについてどういう目標をというと、冒頭にいきなり80%集
約というのがあつて、木島平は中山間農地が多いので80%というのは
難しい数字です。そういうのがあつて、県としての目標を作りますよと。
それを踏まえて各市町村の農業委員会で策定してくださいというのがあ
つて、最終的にこういう形でというのが8月の中旬にきたので、この時
期になりました。

議 長

ほかにありませんか。
(質問なし)

- 議 長 無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議がないようですので、議案第15号令和4年度最適化活動目標の承認について異議の無い方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員の挙手がありましたので、議案第15号令和4年度最適化活動目標については原案どおり決定いたしました。
- 議 長 本日より予定された議案審議等はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の総会を閉会します。

上記のとおり会議のてん末を記載し、会議規則13条の2の規定により署名する。

令和4年8月22日

議長 木島平村農業委員会 会長 梅寄 行弘

議事録署名委員 5番委員 浦山 秀紀

6番委員 石川 和也